

巻頭言

新会社法が施行される。時代背景にマッチした柔軟な会社経営の仕組みが取り入れられると聞く。本当にそうなのか十分勉強ができていないので評価はできない。新聞雑誌等の解説からすれば、会社分類は大会社と中小会社の二つ、譲渡制限の有無の二つで四分類ときわめてシンプルになる。

わかりにくい点は、マネジメント組織である。中小会社で非公開なら取締役は一人でもよい、大会社で非公開なら取締役と監査役の二人でもよい、また監査役制度に代わる会計参与制度が新たに導入されるなどである。ガバナンスはきちんとできるのか疑問である。

弊社は資本金5千万円、負債総額4億円で中小会社にあたる。新会社法に従いどのような経営組織にするかが喫緊の課題であるが、特段変更の必要性は見当たらないが、気になるのが会計参与制度導入である。

この制度が「いい加減であった中小企業の会計処理を適正化することが狙い」とされた。弊社もいい加減な中小企業との烙印を押されるのかと何か寂しい思いがするとともに怒りがこみ上げてくる。

4年前に従業員が親会社から全株式譲渡を受けて独立した。今様な言葉ではEBO(Employee Buy Out)である。この間に従業員一丸の努力と顧客の暖かいご支援により自律経営の財務基盤が出来上がり、今期からやっと税金を支払う中小会社に変身できることになる。役職員一同うれしく思っている。

会計については、従前の公認会計士事務所をお願いし指導を仰いで透明性の高い、適正な処理をしてきたとの自負があるので「いい加減な会計処理の適正化を目指す」会計参与制度を導入する気はない。これまでどおり指導いただいている事務所の先生に助言をいただきながら自らの責任で会計ルールに従い適正処理をしていくのが良いと思っている。

さて、中小企業の経営における法人税の負担感について日ごろから感じていることがある。税率の問題と損金不算入の問題である。

弊社はEBO時、金融機関から運転資金の借入ができなかったために元親会社アサツーディ・ケイをお願いして数億円を長期資金として融資してもらっている。年間の元本返済金が6千万円ほどある。売上が6億円程度であるから42%の実行税率から逆算して約1億円の税引前利益を計上する必要がある。

すなわち利益率17%をあげないと経営が成り立たない。中小企業にとっては利益率17%を確保するのは大変な苦勞である。雇用促進に資する中小企業の育成には法人税率の大幅軽減措置が必須である。

税金問題と表裏の関係にあるのが損金不算入問題である。会社の金融資産を積み上げるには税金をできるだけ少なくして内部留保を多くして財務体質の強化に努めたいのが本音である。会計上損金になっても、税務上損金にならない費用がいろいろあるがキャッシュフロー経営が標榜されるなか、きわめて深刻な問題である。

従業員の福利厚生の充実のため、中断している退職金制度を再導入したいが退職給付引当金が損金にならないことや、賞与引当金が損金にならないなどキャッシュフロー経営の志向がままならない。

また、売掛債権の回収が不可能な事案を消却したいが損金算入ができないため塩漬けしている企業も多くあるのではないか。弊社の事例でもこの4年間に総額2千万円にのぼる回収不可能な債権が幾つかある。

是非とも中小企業における税法上損金不算入の経費計上科目を少なくしてほしいと思っている。貸借対照表の繰延税金資産を少なくする税法の導入を新会社法の施行とあわせて検討願いたいものである。

代表取締役社長 黒川 俊夫